

4. 生活するところ

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)のサービスの中に、居住系サービス(グループホーム・宿泊型自立訓練)があります。

「ひとり暮らしをしたいけれど、すぐには難しい」「一人暮らしをする前に必要な訓練、支援を受けたい」という方が必要な支援を受けながら共同で生活するところです。

家事・人付き合い・通院・金銭管理・就労支援など、生活をしていくのに必要なサポートを受けながら、アパートや一戸建てなどで共同生活を営むことができます。

事業形態	事業内容
グループホーム (共同生活援助)	相談、その他日常生活上の援助を受けながら、共同生活をするところ。 ご本人様の状況によって、障害支援区分認定が必要な場合があります。
宿泊型自立訓練	一定期間(2年)、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言などを受けながら共同生活をするところ。

利用するには、以下の手続きが必要になります。

- 直接ホーム、記載のあるグループホームに問い合わせ
- 見学
- 入居申し込み
- 体験宿泊・面接
- 利用契約

契約時は障害福祉サービス受給者証が必要になります。

事業所に直接ご相談の上、入居が決定したら、障害者福祉課(042-620-7367)で手続きが必要です。なお、手続きは予約制となっております。手続き時に必要な持ち物は状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

また、障害福祉サービスを利用する際は、サービスを利用するための計画(サービス等利用計画)の作成が必要となります。詳しくは、障害者福祉課でご案内いたします。

なお、八王子市内グループホーム事業所情報は、別冊「八王子市障害者グループホームハンドブック」に掲載しております。本誌には掲載しておりませんので、ご了承ください。

